

下 妻 市

自動販売機設置場所貸付等仕様書

下妻市

下妻市自動販売機設置場所貸付等仕様書

下妻市（以下「市」という。）では、施設利用者及び職員の利便性の向上、災害時における飲料水の確保、施設等の余裕スペースの活用並びに歳入確保を図るため、施設内に自動販売機を設置する事業者（以下「設置業者」という。）を募集し、一般競争入札によって決定する。

1 入札物件

別紙1「入札物件一覧表・設置場所詳細図」のとおり

※設置面積には、放熱余地及び回収ボックス設置分を含む。

2 貸付等期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

※貸付等期間の更新は行わない。

3 使用目的

「自動販売機の設置・運営」の目的に使用すること。

4 支払金額

(1) 貸付料等

落札者（設置業者）が入札した額（年額）に消費税額及び地方消費税額の相当額を加算した額とする。なお、消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する貸付料等については、法改正後の税率に基づき計算した額に改定する。

(2) その他経費（設置業者負担分）

自動販売機（子メーターを含む。）の設置及び撤去に係る費用には、設置業者が負担とする。

電気料金及び水道料金については、毎年市から通知される金額を支払うものとする。

(3) 支払額

ア 貸付料等

落札価格＋消費税額及び地方消費税額の相当額

イ 電気料金

設置業者が自ら設置した子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づ

く検査に合格したものに限り。)により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。電気使用量については、市が定める期限までに報告すること。

電気料金の計算方法は、下記のとおりとする。

電気使用量 (kWh)

× (公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会が定める目安単価＝電気料金

※目安単価が改訂された場合は、改訂月からその単価を適用する。

ウ 水道料金

紙コップ飲料自動販売機の水道料金の積算方法については、落札者と市とで契約開始日までに別途協議すること。

(4) 貸付料等・電気料金及び水道料金の納付

各年度の貸付料等・電気料金及び水道料金は、市が定める期限までに一括して納付すること。

5 設置に関する注意事項

(1) 設置場所の変更

物件番号1、2、3、4、5、20については、貸付期間内に設置場所の変更がある。移設期間については令和5年4月24日(月)から令和5年4月28日(金)までとし、その期間外に移設する場合は、別途協議すること。

(2) 耐震対策(転倒防止対策)

自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。その際、できる限り施設等の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(3) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法(昭和22年法律第233号))、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

(4) 連絡先の明記

自動販売機には、必ず緊急連絡先を明記し、自動販売機単体及び付属品、商品等に関する苦情等は設置業者にて対応すること。

(5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、市の責に帰さない事由による場合は、設置業者が補償すること。

(6) 商品・機種等の盗難・破損

市は、市の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破

損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、設置業者は、自動販売機がき損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置業者が負担するものとする。

(7) 機種の変更等

設置業者は、自動販売機の機種の交換等を行う場合は、あらかじめ市に申し出たうえで、市の承諾を受けなければならない。

(8) 原状復旧

設置業者は、自動販売機を撤去したときは、設置業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、市の確認を受けなければならない。

6 機器の条件

- (1) 設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設及び敷地内であることを鑑み、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 1,000円紙幣が使用できること。
- (4) 紙コップ飲料自動販売機については、新台のものに限る。また、既存給水設備を使用すること。
- (5) 別紙1「入札物件一覧表・設置場所詳細図」において、設置条件を災害対応型としている自動販売機は、災害時に自動販売機内の商品を無償提供できるものとする。その提供方法については、いわゆる災害対応自動販売機（ワイヤー式・バッテリー式・ハンドル式等で停電時に無償提供を行うもの）で無くとも扉の鍵を開けるなどして無償提供可能なものであれば可とする。なお、停電時の無償提供は必須ではない。

7 販売について

(1) 販売品目について

販売品目については、以下のものとし、いずれの物件においても酒類を販売しないこと。

①物件番号3、19

すべての品目を紙パック飲料水とする。

②物件番号4、9

すべての品目を紙コップ飲料水とする。

③上記①、②以外

缶、ビン、ペットボトル等密閉式の清涼飲料水とする。

(2) 販売価格について

標準小売価格以下での販売を基本とすること。

8 使用済み容器の回収

(1) 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機付近の市が指定する場所に設置すること。

(2) 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、一般ごみの混入防止を図るものとする。

(3) 使用済み容器の回収

同一施設内において設置業者が複数ある場合は、落札者間で協議し、責任を明確にした上で使用済み容器の回収を行うこと。

(4) 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）、下妻市空き缶等散乱防止に関する条例（昭和59年条例第21号）第3条など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

9 維持管理について

(1) 商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

(2) 賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

(3) 専門技術サービス員による保守業務を行い、適正な維持管理に努めるほか、故障等の連絡時には即時対応すること。

10 特記事項

(1) 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書について

別紙「入札物件一覧表・設置場所詳細図」において、設置条件を災害対応型としている自動販売機については、地震、風水害等の災害時に、自動販売機内の商品を無償提供することについて、市と別途協定書を締結すること。ただし、既に市と「災

害時における救援物資提供に関する協定書」を締結している設置業者に関しては改めて当該協定書を締結する必要はない。

(2) 報告書の提出

毎年4月末までに前年度の商品の月ごとの売上本数及び売上金額等について、市へ販売実績報告書（任意の様式）を提出すること。

(3) 損害について

周辺環境の変化等により、売上本数および売上金額が減少した場合において、市に一切の責はないものとする。

(4) その他

仕様書及び契約書に定める事項のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、下妻市公有財産規則（平成20年規則第10号）その他関係法令等の規定を遵守すること。